

《平成28年度 和歌山森林管理署管内国有林の狩猟入林可能箇所一覧》

※ 入林不可、および一部不可となっている国有林の禁止区域については別添図面を参照してください。
 なお、国有林内で有害鳥獣捕獲及び狩猟を実施される場合は、事前に『入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）』を提出してください。

					H28.10現在
番号	国有林名	有害鳥獣捕獲入林	鳥獣保護	備 考	森林事務所
1	亀谷	可	なし	業務のため入林することがあるので森林事務所に事前連絡必要	龍神
2	西ノ河	一部不可	あり	鳥獣保護区及び事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	龍神
3	立花川山	可	なし	業務のため入林することがあるので森林事務所に事前連絡必要	龍神
4	野々川	一部不可	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	龍神
5	川又	入林不可	あり	鳥獣保護区	龍神
6	坂泰山	入林不可	なし	事業中のため全域不可	西牟婁
7	笠塔山	一部不可	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	龍神
8	宮代山	入林不可	なし	事業中のため全域不可	西牟婁
9	風呂谷	一部不可	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	西牟婁
10	前の川	一部不可	あり	鳥獣保護区及び事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	西牟婁
11	宮城川	一部不可	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	西牟婁
12	善司	入林不可	なし	事業中及び近隣住民の往来があるため全域不可	西牟婁
13	大浜	入林不可	あり	鳥獣保護区	新宮
14	御手洗	入林不可	あり	鳥獣保護区	新宮
15	権現山	入林不可	あり	鳥獣保護区	新宮
16	白見	一部不可	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	新宮
17	大越	一部要注意	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	新宮
18	那智山	一部不可	あり	鳥獣保護区あり、入林前に森林事務所に連絡必要	新宮
19	妙法山	入林不可	あり	鳥獣保護区	新宮
20	大倉畑山	一部不可	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	新宮
21	大塔山	入林不可	あり	鳥獣保護区	本宮
22	大杉大小屋	入林不可	あり	鳥獣保護区及び事業中の箇所があるため全域不可	本宮
23	黒蔵谷	一部不可	あり	鳥獣保護区及び事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	本宮
24	笹ノ瀬	入林不可	なし	事業中のため全域不可	本宮
25	下平治	可	なし	業務のため入林することがあるので森林事務所に事前連絡必要	本宮
26	上平治	可	なし	業務のため入林することがあるので森林事務所に事前連絡必要	本宮
27	八郎谷	一部不可	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	本宮
28	公門谷	一部不可	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	本宮
29	外和谷	可	なし	業務のため入林することがあるので森林事務所に事前連絡必要	本宮
30	宮ノ谷	可	なし	業務のため入林することがあるので森林事務所に事前連絡必要	本宮
31	四ノ谷	入林不可	なし	事業中のため全域不可	新宮
32	市老谷	入林不可	なし	事業中のため全域不可	新宮
33	高野山	一部不可	あり	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	高野
34	日光山	可	なし	業務のため入林することがあるので森林事務所に事前連絡必要	高野
35	津俣	一部不可	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	高野
36	西山田奥	一部要注意	なし	事業中の箇所あり、入林前に森林事務所に連絡必要	高野
37	風吹	入林不可	なし	入林者多数のため全域不可	高野
38	小野山	入林不可	なし	事業中及び入林者多数のため全域不可	高野
39	紀泉高原	入林不可	あり	鳥獣保護区及び入林者多数のため全域不可	高野
40	北山	可	なし	業務のため入林することがあるので森林事務所に事前連絡必要	高野

【連絡先】

西牟婁森林事務所 電話・FAX:0739－64－0010 （部内国有林番号 6・8～12）
 龍神森林事務所 電話・FAX:0739－78－0022 （部内国有林番号 1～5・7）
 新宮森林事務所 電話:0735－22－3800 FAX:0735－21－6737 （部内国有林番号 13～20・31・32）
 本宮森林事務所 電話・FAX:0735－43－0031 （部内国有林番号 21～30）
 高野森林事務所 電話:0736－54－2901 FAX:0736－54－3648 （部内国有林番号 33～40）
 和歌山森林管理署 電話:050－3160－6120 FAX:0739－25－5433